



人材開発支援助成金 不正受給

不正の自主申告がない場合、
不正な申請をした事業主は**公表**します！（※）

※助成金を実際に受給していない場合を含む。※支給決定取消等を行った額が100万円未満の場合を除く。

※事業主が不正受給に関与していないことが明らかな場合を除く。※8月3日以降の支給申請から適用されます。

! 労働局が調査を行う前までに、自主申告をしない場合は・・・

- 支給申請を行った段階で公表対象になります
- 事業者名と代表者名などが公表されるため、会社の信用・評判を失うおそれがあります

自主申告の方法

- 労働局が調査を行う前に、不正受給に該当する旨を労働局に申し出てください。
- 要件に合致しないことが分かる資料を労働局に提出してください。

自主申告すると・・・

仮に不正受給に該当した場合でも、
以下の場合には原則として（※）、事業主名は公表されません。

- 受給した金額＋違約金＋延滞金を速やかに返還した場合
- 支給申請はしているものの、助成金の受領前である場合

※ 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。
また、特に重大または悪質な場合は非公表の対象から除きます。

不正受給となった事例は裏面をチェック **▶▶**

「訓練経費を申請事業主が全額負担」

これが必須要件です！

訓練経費を全額負担していない
不正となる例

- 教育訓練機関等から受け取った金額+助成金が訓練費用と同額だった
- 宣伝協力（訓練受講の感想・インタビュー等）のお礼として不相当な金銭を受け取った
- 「訓練は実質無料」「事業主の負担はゼロ」と言われ、訓練前後に金銭を受け取った
- 訓練を受講する見返りとして、製品を無料または割引で提供された

※ 上記の例の内容を含んだ申請を行うと不正です

その他具体的な不正となる申請の事例

事例 1

訓練機関から紹介された事業者Aから訓練費用分のお金を貸し付けるので、そのお金で訓練費用を支払うよう指示された。事業主はこの貸付契約が訓練経費を実質的に減額する趣旨で締結された契約だと知りながら、全額負担したとして助成金を申請。

事例 2

教育訓練機関等から「訓練契約を結ぶと、キャンペーンとして、別途、ギフト券をプレゼントする。さらに助成金を申請すれば利益が出る。」と説明され、実際にギフト券を受け取りつつ、全額負担したとして助成金を申請。

教育訓練機関等から、これらに該当するような勧誘を受けた場合や
自主申告を行う場合、労働局へご連絡をお願いします！

不安な場合、判断に迷ったらすぐに労働局へ相談をしてください。
また、本助成金のご利用にあたりご不明な点は、
管轄の労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局
受付窓口はこちら

